

世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けた
産業財産権行政の情報化の見直しについて
(案)

1. 経緯と背景

- (1) 我が国政府は現在、あらゆる政策資源を投入しながら、知的財産立国の実現に向けた施策を実施している。特許審査の迅速化についても、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査が実現するよう、まずは審査請求件数（IN）と審査処理件数（OUT）の均衡を図るべく、今般、出願人の審査請求行動の適正化につながる特許関係料金体系の見直しなど総合的な施策を講じたところ。
- (2) さらに、現在50万件の滞貨を一掃するためには、任期付審査官の大量な採用（現在要求中）などの審査処理件数の向上に向けた施策を講じる必要がある。加えて、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現には、出願人の先行技術調査等の支援などによる特許庁の行政サービスの向上はもちろん、産業財産権行政の情報化の高度化、それに伴う業務の効率化など、迅速・的確な特許審査に向けた環境整備を図っていくことが不可欠である。そうした中で、あらゆる政策ツールを検討し、次期通常国会には制度的な改正事項を包括的に定めた特許審査迅速化法（仮称）を提出予定である。
- (3) 我が国の行政サービスの情報化は、本年7月のe-Japan戦略においても重要分野の一つであり、一層の先導的取組が求められている。特に、産業財産権行政の情報化は、事務処理、審査の効率化、对外情報提供サービスの向上などを目的に、昭和59年のペーパーレス計画の開始、平成2年の特許・実用新案の電子出願受付開始など、我が国行政の電子化の中でも先進的な試みを行ってきた。
- (4) 他方、最先端の取組を行ってきた反面、近年の情報技術の進展に伴い、巨大な情報システムを維持するための情報化投資をより最適化するべきとの指摘を受けているところである。
- (5) こうした状況を背景として、特許庁としては、システム開発に係る改革案（業務システム最適化計画）の策定を進めている。また、積極的なシステム改革を立体的、計画的に進めるための財政的基盤の構築についても、計画を進めている。

2. 施策内容

- (1) 世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けた情報システムの見直し
 - (a) 審査・事務処理の迅速化支援

迅速・的確な特許審査の実現には、審査処理の一層の促進を図ることが不可欠であり、情報システムの見直しによる対応については以下のとおりである。

情報システムの見直しによる審査・事務処理の効率改善

特許庁の情報システム全体を見直し、審査・事務処理効率を一層改善することは、迅速・的確な特許審査の実現の上でも重要な課題である。

現在行っている情報システムの外部監査の結果及び「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を踏まえ、業務処理プロセス（過程）の見直し、業務・システムの将来像等からなる最適化計画を年度末までに策定し、翌年度以降、関係機関と協議の上、システムの最適化を段階的に実施することとしている。

指定調査機関の新たな増加への対応

審査処理の促進には、指定調査機関によるアウトソーシングの拡充が不可欠である。したがって、指定調査機関が新たに増加した場合には、現在の工業所有権協力センター（IPCC）と同様の情報システム支援などを通じ、迅速・的確な特許審査等への貢献を図っていくべきではないか。その際、情報システムを提供していく際の問題点について検討するとともに、将来的な効率的な対面審査の実行の方法として、ITの一層の活用についても検討していくべきではないか。

（b）出願・審査請求構造の適正化

迅速・的確な特許審査の実現には、出願・審査請求構造の適正化に向けた取り組みも不可欠であり、情報システムの見直しによる対応については以下のとおりである。

特許関連の情報提供の改善

出願人等による、研究開発段階からの先行技術調査の充実を一層支援すべく、官民の役割分担に留意しつつ、特許電子図書館（IPDL）などを通じた情報提供について高速化を図ることとしている。今後とも、民間で実施している情報提供サービスとの関係を意識しつつ、外部ニーズの把握に努めるなど継続的に情報提供機能の改善を図って行くべきではないか。また、中小企業の先行技術調査を促進させるための方策を引き続き検討し、何らかの施策を講じて行くべきではないか（注）。

また、権利の設定登録から登録公報までのリードタイムを短縮すべく、現在発行している全ての公報のインターネット化を行って行くべきではないか。また、オンライン出願の一層の拡大とその利便性の向上も一層図って行くべきではないか。

（注）平成16年度予算において中小企業の審査請求段階の先行技術調査を支援する事業を要求中。

特許等の関連データの有効活用

特許庁としては、現在、企業経営者との意見交換等において、「現状では、出願から平均8年前の従来技術が拒絶理由とされており、先行技術調査が不十分の可能性があること」等を始めとして、企業の知的財産戦略に資する具体的な特許関連のデータ

を加工、提供することにより、企業の出願・審査請求構造の適正化を図っているところ。

今後、こうした特許関連のデータの加工・提供を行い、業界や企業毎の特許率などを始めとした知的財産権に係る関連情報を整理し、個別企業の知的財産戦略へ活用し易いよう情報提供を一層図って行くべきではないか。

(2) その他の関連施策

新たなITの活用の拡大

知的財産関連の人材育成の充実やユーザからの相談事業など、従来の事業の中でもITの活用が効率性に有効な分野については、ITの一層の活用を図って行くべきではないか。(資料6-1参照)

知的財産関連の電子辞書等の充実・公開

国際調査レポートの作成など審査業務負担の大きいPCT出願等が急速に増大する中、これまでの特許電子図書館等の蓄積を活用しつつ知的財産関連の電子辞書等の充実・公開を図るなど、迅速・的確な特許審査への貢献すべく情報技術(IT)を一層活用していくべきではないか。なお、これは企業の国際出願等への支援となり、国際競争力強化や模倣品対策強化にもつながるのではないか。

海外への機械翻訳機能の提供

米国での特許権取得には、情報開示義務制度に基づき、日本特許庁等からの拒絶理由通知で引用された文献(注)について、英文での情報提供が義務付けられている。我が国出願人にとって当該翻訳が大きな負担となっていることから、日本特許庁の審査・サーチ結果を自動的に翻訳して米国特許庁に発信することにより、我が国出願人の負担軽減に資する制度緩和を米国に実現させるよう、ネットワークを通じた機械翻訳機能の充実を図っていくべきはないか。

なお、ネットワークを通じた機械翻訳機能を活用して日本特許庁の審査・サーチ結果等を発信することは、海外の特許庁における審査の迅速・的確化を期待できるものである。

(注)例えば、日本特許庁から拒絶理由通知を受けた場合、先行技術の引用文献及びその文献の英文訳等を情報開示陳述書(Information Disclosure Statement)に添付しなければならない。

3. 施策の効果

- (1) 情報システムの見直しによる審査・事務処理の効率改善により、世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて、審査処理の促進が進展するのではないか。
- (2) 情報システムの支援を受けた指定調査機関の新たな増加により、先行技術調査のアウトソーシングが拡充され、迅速・的確な特許審査が実現していくのではないか。
- (3) 特許電子図書館などを通じた特許関連の情報提供の充実により、先行技術調査が促

進され、企業の先行技術調査の促進が図られるのではないかと。特に、中小企業にとっては、先行技術調査関連の支援が先行技術調査の促進に重要ではないかと。

- (4) 特許等の関連データが企業に有効活用されることにより、企業経営者が陣頭に立った知的財産戦略の立案・実行が加速化され、出願・審査請求構造の適正化が図られるのではないかと。
- (5) 機械翻訳等の支援の充実により、海外の審査支援につながり、海外における審査レポート等を通じて我が国の特許審査の処理促進にも資するのではないかと。また、翻訳支援により海外出願が促進され、国際競争力の強化にも一助となるのではないかと。

4. 留意点

- (1) 公報のインターネット化等には、いわゆる特例法第13条等の法律改正が必要となる。
- (2) 既に民間で行われている翻訳事業、特許情報の提供事業などとの役割分担の再検討が必要ではないかと。また、情報提供サービスの向上については、外部関係者との意見調整が必要なことから、知的財産権制度のユーザ、弁理士、サービス提供事業者等の関係者による協議会等が必要ではないかと。

三極自動翻訳協力

